

〓 来年4月1日以降利用分から 〓

水道料金改定のお知らせ

将来にわたって安定して水道サービスを提供するため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

どれくらい変わるの？

基本料金15%、水量料金15円値上げします。



水道料金の新旧比較(1カ月分・税抜)

※請求は2カ月に1度です。

●基本料金

口径(mm)	現在(円)	新料金(円)
13	600	690
20	1000	1150
25	2500	2880
40	7600	8740
50	1万2200	1万4030
75	2万7000	3万1050
100	5万	5万7500

●水量料金

水量(m)	現在(円)	新料金(円)
1～10	50	65
11～20	90	105
21～30	125	140
31～50	165	180
51～100	190	205
101～	210	225
臨時用	280	295

計算例

口径20mm、1カ月水量20m³使用の場合

現在

(1000円+50円×10m³+90円×10m³)
×1.1(消費税) = **2640円**

改定後

(1150円+65円×10m³+105円×10m³)
×1.1(消費税) = **3135円**

3135円 - 2640円 = 495円

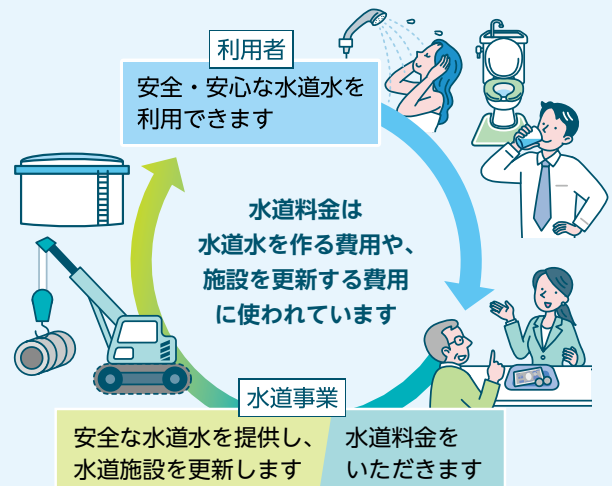
1カ月あたり495円増額

なぜ料金改定が必要なの？

水道事業は、主に利用者からの水道料金収入により経営していますが、給水人口の減少や節水機器の普及等により使用量が減り、水道料金の収入が減少しています。

一方、将来の災害に備え、水道施設等の耐震化や老朽化対策に多額の費用がかかるため、水道事業の経営は厳しくなっています。

今後着実に耐震化等の工事を進め、将来にわたって安全で安心な水道水を安定して利用者にお届けするために、水道料金の改定が必要です。



いつから変わるの？

来年4月1日以降の使用分から改定後の水道料金を適用します。

ただし、使用期間に来年3月31日以前の期間が含まれる場合は、改定前の水道料金が適用されます。

●来年3月31日以前から水道を使用している場合

偶数月検針の地区は、6月検針分から

奇数月検針の地区は、7月検針分から

※偶数月検針 JR東海道本線以北(二本木町・緑町を含む)。

奇数月検針 JR東海道本線以南(二本木町・緑町を除く)。

●来年4月1日以降、新たに使用を開始する場合

最初の検針分から



詳細は市HP
を参照